

## 第118回徳島県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和7年10月28日（火） 10時30分～11時15分
- 2 開催場所 徳島県庁 10階 大会議室
- 3 出席委員 阿部和英、天羽奈生、井川千絵美、池添純子、小川宏樹、尾野薰、  
金井純子、芝原知世、田中智、山中英生、郷達也（代理：大井茂）  
児玉誠司（代理：石田幸広）、豊口佳之（代理：水野匡洋）  
(計13名)
- 4 審議事項 議第530号  
牟岐都市計画道路の変更について（徳島県決定）

### ＜篠原室長補佐＞

それでは、皆様おそろいになりましたので、ただ今から第118回徳島県都市計画審議会を開催いたします。

私は、都市計画課まちづくり室室長補佐の篠原と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて進めさせていただきます。

当審議会は、「徳島県都市計画審議会条例第5条第1項」の規定によりまして、委員の半数以上の出席をもって成立いたします。当審議会の委員定数は20名でございますが、お手元の配席図のとおり、本会場にご出席をいただいている委員は12名、また、オンラインにより1名の委員にご参加いただいており、定足数を満たしておりますことを、まずもってご報告申し上げます。

続いて、ご発言の際のマイクの使用方法について、ご説明します。机の上にあります白いボタンがマイクのスイッチになっていますので、ご発言の際には、このボタンを押していただいてからご発言いただき、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押してくださるようお願いします。また、オンライン参加の委員の皆様につきましては、ご発言の際には、先にお名前をおっしゃってくださいますようお願いいたします。なお、ご発言されるとき以外は、マイクの設定をミュートにしていただけますようお願いいたします。

次に、報道関係者の方にお知らせいたします。受付時に配布いたしました「報道関係者の皆様へ」と書かれた要旨を再度、ご一読いただき、記載事項を守っていただきますようお願いいたします。特に、写真やビデオの撮影、録音につきましては、この後行われる議案の審議に入る前までに限られますので、御注意願います。

それでは、開会にあたりまして、徳島県県土整備部・副部長の小津よりご挨拶を申し上げます。

### ＜小津副部長＞

皆さんおはようございます。徳島県県土整備部・副部長の小津と申します。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には大変ご多忙の中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より本県の県土整備行政、とりわけ都市計画行政の推進に、多大なるご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、当審議会は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づき、土地利用や都市施設をはじめとする都市計画案について、調査・審議するために設置された機関であり、本日は、牟岐都市計画道路に関する計画変更について、ご審議いただくものでございます。

詳しい内容は、このあと事務局よりご説明させていただきますので、ご審議の程、どうぞよろしくお願ひいたします。

### ＜篠原室長補佐＞

それでは、議事に入りたいと思います。なお、本日の審議会は、本年9月に学識経験者委員の改選があつてから、初めての開催となりますので、新しい会長が選出されるまでの議事進行は、都市計画課長の山下が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

### ＜山下課長＞

都市計画課長の山下でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、第118回 徳島県都市計画審議会の議案、こちらの表紙裏面にございます、「議事進行順序」に基づきまして、進めさせていただきます。まず、2の「報告第109号 委員の異動」について事務局から報告をお願いいたします。

### ＜篠原室長補佐＞

それでは、委員の異動について、お手元の議案書の1ページをご覧願います。

前回、7月14日に開催いたしました第117回審議会から、今回の審議会までの間に、3名の委員のご異動がございましたので、報告させていただきます。まず、学識経験者につきましては、9月1日付けで、徳島県消費者協会の天羽委員、また、本日、所用により欠席されておられますが、弁護士の遠藤委員にご就任いただいております。また、関係行政機関の職員の委員のうち徳島県警察本部長のご異動に伴い、8月1日付けで、現在の徳

島県警察本部長でございます 呉玉委員にご就任いただいております。  
事務局からの報告は以上でございます。

**<山下課長>**

それでは、続きまして、「会長の選出」をお願いしたいと思います。会長の選出につきましては、「審議会条例第4条第1項」におきまして、「学識経験者の委員の互選によってこれを定める」と記されております。このことにつきまして、委員各位にお諮りしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(池添委員 拳手)

**<山下課長>**

池添委員、お願ひいたします。

**<池添委員>**

はい。これまで、当審議会の会長をしていただきました徳島大学大学院研究部長の山中先生は、都市計画に造詣が深く、経験豊富でいらっしゃいますので、引き続いて会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**<山下課長>**

ただ今、池添委員から山中委員を推挙するご発言がございました。この提案につきまして、いかがでございましょうか。

**<各委員>**

異議なし。

**<山下課長>**

ありがとうございます。ただ今「山中委員の会長就任について異議なし」というご賛同の声をいただきました。山中委員、会長をお受けいただけますでしょうか。

**<山中委員>**

はい、承知いたしました。

**<山下課長>**

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。それでは、山中会長、会長席にご移動をお願いします。

(会長席へ移動、着席)

**<山下課長>**

それでは、山中会長、一言ご就任のご挨拶をお願いします。

**<山中会長>**

はい。引き続きご指名いただきました。多分7、8年しておりますけども、その間に7、8回の開催があったかと思います。都市計画の審議会は、ご存じの通り都市計画に関して最も重要な会議でございまして、県の審議会の中でも大変重要な会と承知しております。皆さんのいろいろなご意見を聞きながらですね、ちゃんとしたまちづくりを進めていく上で、最終的にここが重要なチェック機関となっておりますので、ご忌憚ないご意見を是非いただければと思います。それ以前にでもですね、事務局の調査等にも様々なご意見いただければ上手く進めていけると思いますので、ご協力よろしくお願いします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**<山下課長>**

ありがとうございました。それでは徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第5条により、「審議会の会議の議長は会長をもって充てる」となっていますので、以後の議事進行につきましては、山中会長にお願いしたいと思います。

山中会長、よろしくお願ひします。

**<山中議長>**

はい、分かりました。それでは、議事の5番目から進めていきたいと思います。まず、「会長職務代理者の指名」ですが、これは、どのような規定になっていますか。事務局から説明をお願いします。

**<篠原室長補佐>**

「参考資料2」の1ページをご覧下さい。会長職務代理者の指名につきましては、「徳島県 都市計画審議会条例 第4条第3項」で、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と定められていますので、会長に職務代理者の指名をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

**<山中議長>**

はい、分かりました。それでは、私の方から会長職務代理者を指名させていただきます。会長職務代理者は、徳島大学の小川委員さんにお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

＜小川委員＞

はい。

＜山中議長＞

それではよろしくお願ひいたします。

＜山中議長＞

次に、議事の 6 「常務委員の指名」ですが、これはどのような規定になっていますか。

＜篠原室長補佐＞

「参考資料 2 」の 2 ページをお開きください。常務委員会につきましては、徳島県都市計画審議会条例 第 6 条第 1 項において、「審議会は常務委員会を置くことができる」とあり、第 2 項で常務委員会は、「審議会の委任を受けその権限に属する事項で轻易なものを処理する」とされ、第 3 項で常務委員会は、「会長の指名した委員 7 人以内をもって組織する」と定められております。

次に 4 ページをお開きください。徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第 15 条第 1 項により、常務委員会の委員につきましては、都市計画審議会委員 20 名のうちから指名するものとされています。また、審議会の委任を受けて処理する轻易な内容については、5 ページの運営規則 第 16 条第 1 号から 4 号に記載されております。会長からは、この常務委員 7 名の指名をお願いいたします。

＜山中議長＞

はい、分かりました。それでは、私の方から常務委員の指名をいたします。

都市計画審議会の委員定数は 20 名、そのうち学識経験者の委員は 12 名ですので、学識経験者の委員から 4 名、あと、関係行政機関、市町村長の代表、県議会議員の委員から、それぞれ 1 名ずつを指名させていただきたいと思います。

まず学識経験の委員からは、私と徳島大学の小川委員さん、建築士の井川委員さん、それと、本日欠席されておりますが、弁護士の遠藤委員さんを指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、関係行政機関の委員は、県警本部の児玉委員さんにお願いをいたします。

それから、本日欠席されておりますが、市町村長の代表として、徳島市長の遠藤委員さん、県議会議員の委員からは、古野委員さんをこれまでに引き続き、指名させていただきます。

以上、7 名を常務委員として指名いたします。よろしくお願ひいたします。

＜各委員＞

はい。

＜山中議長＞

続きまして、「会議録署名者の指名」ですが、これはどのような規定になってますか。

＜篠原室長補佐＞

「参考資料2」の4ページをお開きください。会議録署名者につきましては、運営規則第14条で、「会議録に署名する委員は2人とし、議長が会議の初めにおいて指名する」となっておりますので、会長よりその指名をお願いいたします。

＜山中議長＞

はい、そうしましたら会議録の署名者ですが、2人指名させていただきます。

天羽委員さん、それから井川委員さん、こちらでよろしくお願ひします。

＜天羽委員・井川委員＞

はい。

＜山中議長＞

はい、それでは、これから議題の審議に入りますが、冒頭、事務局から説明がありましたように、報道関係者による写真やビデオの撮影、録音などは議案の審議に入る前までとなっておりますので、写真やビデオ撮影などはここまでで、ご遠慮願います。

本日の議題は、お手元の議案書にございますように、議第530号の1件ですので、事務局から説明をお願いします。

＜桂野室長＞

徳島県都市計画課まちづくり室長の桂野でございます。

私の方からは、「議第530号牟岐都市計画道路牟岐海陽線の変更」について、ご説明させていただきます。

牟岐海陽線につきましては、四国8の字ネットワークを形成する阿南安芸自動車道のうち、牟岐町・内妻ICを起点としまして、海陽町・日比原の高知県境に至る延長約16.4kmの都市計画道路として、平成30年11月に都市計画決定しています。

今回は、このうち、国土交通省が事業主体となり、事業化されている阿南安芸自動車道の海部野根道路、海部ICから県境の延長約7.5kmの区間について、都市計画の変更を行うものでございます。

牟岐海陽線は、2車線の自動車専用道路であり、中央分離帯を備えた幅員12.0m、

設計速度は時速80kmで計画されています。

また、海部ICから南へ約5.4kmの位置には宍喰ICを設置する計画となっています。

この、牟岐海陽線は、広域交通ネットワークを形成し、観光振興や地域産業の発展はもとより、南海トラフ地震発生時の命の道としての機能を担う重要な道路であり、国・県・町が連携して事業推進に取り組んでいるところでございます。

次に、都市計画における牟岐海陽線の位置付けについて、ご説明させていただきます。

海陽町につきましては、都市計画区域が定められておりませんが、都市計画法では、「特に必要があるときは、都市計画区域外においても都市計画施設を定めることができる」とされております。

そこで、牟岐海陽線につきましては、徳島県の牟岐都市計画区域と、高知県の東洋都市計画区域を結ぶ広域的な道路であり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体のものとして都市計画に位置付けることが適当と判断し、高知県とも調整したうえで、都市計画決定をしております。

続いて、都市計画道路の決定事項について、ご説明させていただきます。

お手元にございます「第118回徳島県都市計画審議会議案」にあわせてご説明させていただきます。

それでは、「議案書」の4ページをお開きください。

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市交通における基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定しております道路でありまして、都市計画決定にあたっては、名称、位置及び区域や道路の種別、車線の数、幅員や、嵩上式・掘割式・地下式・地表式といった道路の構造等を定めることとされています。これらの事項を記載しました都市計画決定図書が、「議案書」4ページの計画概要書、5ページの総括図、6ページから10ページの平面図でございます。

なお、「参考資料1」には1ページに計画概要書の新旧対照表、2ページに標準断面図をつけていますが、今回、これには、変更ございません。

また、この都市計画を定める者は、都道府県または市町村とされており、市町村道以外の道路については、国が整備・管理する道路であっても県が都市計画決定を行います。

なお、都市計画決定された区域内では、将来における円滑な施行の確保を目的としまして、2階建て以下の木造の建築物等、移転・除却が容易なものに限り、許可が認められるなど、建築行為が制限されることになります。

今回の都市計画変更は、道路計画見直しに伴いまして、当初都市計画決定区域から変更する区域につきまして、都市計画法による都市計画決定区域と、道路法による道路予定区域との整合を図るとともに、都市計画決定区域から除外することになる区域において、都市計画法による建築制限を解除するものでございます。当初想定しておりましたルートや道路断面におきまして都市計画決定を定めており、詳細な検討、調査が進むにつれて構造や道路の区域などが決められたということで変更させていただいております。イメージと

しまして、当初の都市計画決定区域から、例えば道路予定区域が定まった場合、道路計画決定区域から除外するというものが今回の変更の手続きとなっております。

続きまして、変更区間の事業経緯を説明させていただきます。

海部野根道路の海部ＩＣから県境までの7.5kmにつきましては、平成30年11月の都市計画決定後、翌、平成31年度から、国土交通省により事業化され、その後、改めて測量・調査立ち入り説明会を開催し、現地での測量や、地質調査が行われています。

この測量・調査による現地状況を踏まえ、設計説明会などを通じて、地元の皆様のご意見も確認しながら、詳細設計が行われ、令和4年3月をもって、全区間で幅杭打設が完了し、現在、順次、用地取得が進められているところでございます。

こうした事業を進める過程におきまして、都市計画決定と道路計画に相違が生じた箇所について、この度、都市計画の変更を行うものであり、①から⑤が主な変更箇所になります。

まず、①に示す海部ＩＣ付近では、埋蔵文化財、古墳が発見されたことに伴いまして、文化財保護の観点から、ランプ部のルート見直しが生じています。

この他、②から⑤の箇所では、現地測量や地質調査による現地状況を踏まえた詳細設計の結果、構造物計画の見直しが生じています。

それでは、ここからは、変更箇所の詳細概要につきまして、①から⑤の番号順に、説明させていただきます。

まず、①海部ＩＣ付近について、説明させていただきます。

海部ＩＣ付近では、令和5年9月、赤色立体図から古墳らしきものが発見され、以降、専門家等による現地確認や、試掘調査が行われた結果、1～5号の古墳が確認されています。

そこで、文化財保護の観点から、県の文化財所管部局より、1号墳・2号墳については、国史跡の指定を検討すべき極めて貴重な遺跡との評価から現地保存、3号墳から5号墳については、1号墳・2号墳と比べ、相対的に希少性が低いとの判断から記録保存することとして、要請がありました。

このことを受けまして、事業説明会やプレスリリースによる情報発信を行いながら、道路計画の見直しを行い、都市計画変更手続きを進めてきたものでございます。

こちらが変更図面になります。「議案書」は6ページになります。

まず、平面図の見方についてですが、右が徳島方面側、左が高知県側となっておりまして、黄色の着色は、区域の縮小に伴い、都市計画決定から削除する区域、赤色の着色は、区域の増加に伴い、都市計画決定に追加する区域、灰色の着色は、当初都市計画決定から変更の無い既決定の区域を示しています。

また、道路断面を示す横断図につきましては、青色の線が、平成30年に都市計画決定

された変更前、赤色の線が、今回変更しようとしている変更後を示しております。

画面の平面図において、ピンク色で示しているのが、現地保存する1号墳・2号墳であり、これを避けた計画とするため、海部インターチェンジから国道193号に接続するランプ部のルートを黄色から赤色の位置に見直しを行うものでございます。

次に、高園・野江地区でございます。

「議案書」は7ページになります。ここは、母川を渡河する橋梁につきまして、地質調査において、軟弱層が確認されたことにより、橋台位置を見直したことに伴い、平面図の黄色で示す盛土計画としていた範囲について、都市計画道路区域から削除するものでございます。

続いて、久保地区について説明します。「議案書」は9ページになります。

宍喰ICの北側に位置する町道と交差する区間につきまして、当初は軟弱層を想定して、橋梁計画としていましたが、地質調査の結果、盛土でも施工可能であることが確認され、また、地権者からの了承も得られたことから、平面図の赤色で示す区間を盛土計画に変更し、都市計画道路区域に追加するものでございます。

次も同じ久保地区になります。「議案書」も同じ9ページをご覧ください。

宍喰ICと、その南側に位置する県道久尾宍喰浦線との間の区間につきまして、大雨による影響を解析した結果、当初の盛土計画では、影響を及ぼすことが判明したため、橋梁計画を延ばし、平面図の黄色で示す盛土計画としていた範囲について、都市計画道路区域から削除するものでございます。

次に、日比原・馳場地区について説明します。「議案書」は10ページになります。

宍喰川の南に位置する農地に挟まれた山を切って道路を造る切土計画の区間につきまして、地質調査の結果、当初の想定より風化が進行していたことから、切土勾配を緩く見直したことに伴い、平面図の赤色で示す区域を都市計画道路区域に追加するものでございます。

最後に、都市計画変更手続きの経緯について、ご説明します。

「参考資料1」の3ページにも手続きの概要を記載していますので、こちらもご覧いただきながら、説明させていただきます。

まず、素案につきまして、5月13日から27日までの2週間縦覧を行うとともに、5月20日に地元海陽町役場で説明会を開催しております。

なお、6月5日に予定していました公聴会につきましては、公述申出がなかったため、開催を中止しております。

その後、都市計画の案について、国との事前協議を終えた後、9月2日から16日までの2週間縦覧を行っております。

また、住民の方々からの意見書は提出なし、地元海陽町へ意見聴取した結果、意見なしの回答をいただいております。

本日の都市計画審議会で、ご承認いただければ、大臣同意を受けた後、都市計画の変更

について、県報告示し、併せて県と町の都市計画担当部署で図書の縦覧が開始されるという流れになります。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

#### ＜山中議長＞

はい、ありがとうございます。

「議第530号」についての説明がありました。ただいまの説明に対してご質問等はありませんか。

#### ＜山中議長＞

一点だけ、発見された5つの古墳ですけども、1号・2号は非常に貴重で、3・4・5号は相対的に希少性が低いという判断をされたということですけど、どういう視点からこのような判断となったのか教えていただきたいと思います。

#### ＜溝杭課長＞

まず、1号墳は前方後円墳ということで、古墳の中でも非常に歴史的価値が高いというものでございます。加えて前方後円墳は、この地域で発見されていなかった空白地域であったということで、そういう意味でも価値が高いというところでございます。

隣の2号墳につきましては、前方後円墳である1号墳と施工方法や位置が近いということがあって、具体的には葺石というものがあるのですが、それが1号墳と2号墳がよく似ており、同じような工法でしておりますので、非常に関連性があるということで、1号墳と2号墳につきましては、国史跡相当であるといったことが文化庁でありますとか、学識経験者の方からいただいたところでございます。

一方、3・4・5号墳につきましては葺石の施工方法が違っておりますから、出土した土器につきましても時代が異なっているということで、1号墳との直接的な関連性や類似性は確認されていなかったという意味でそのような差をつけさせていただいたところでございます。

#### ＜山中議長＞

はい、ありがとうございます。

前方後円墳の1号墳が最も貴重なものという説明ですね。ありがとうございます。  
他にございませんか。

#### ＜各委員＞

ありません。

**<山中議長>**

それでは「議第530号」について、採決を行います。

「議第530号」について、「付議内容のとおり変更することが適当である。」このように議決してよろしいでしょうか。

**<各委員>**

異議なし。

**<山中議長>**

そうしましたら、「異議なし。」とのことですので、「議第530号」について、そのように議決します。

これで本日の議案の審議は終了いたしました。

マイクを事務局にお返しします。

**<篠原室長補佐>**

それでは、小津副部長より、閉会の挨拶を申し上げます。

**<小津副部長>**

閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げさせていただきます。

本日は、熱心なご審議を賜りまして、また、ご承認いただきましたこと、誠にありがとうございます。

今後とも、委員各位におかれましては、本県の都市計画行政について、御理解・御協力をお願いいたします、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

**<篠原室長補佐>**

以上で、本日の審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

—以上—